

ID: 3006

担当部署: 企画課

処分の概要	合併の認証(2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。)		
法令名 根拠条項	特定非営利活動促進法 第34条第3項		
法令番号	平成10年法律第7号		
<p>【基準】</p> <p>法第34条第3項の規定による。 (合併手続)</p> <p>第34条</p> <p>3 合併は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和7年6月1日	最終変更年月日	年 月 日